



岡山市



犯罪被害者等支援金

犯罪被害に遭われた方に対し、
支援金を支給します。

対象要件

被害者が市内居住者であること

※やむを得ない理由により住民登録がない実質居住を含みます。

対象となる犯罪

人の生命または身体を害する罪に当たる行為
(殺人、傷害、強制わいせつ等)

※警察で被害届が受理されていることが必要です。

申請期限

以下のいずれかに当てはまる方は申請が可能です。

(1) 当該犯罪被害の発生を知った日から2年以内

(2) 当該犯罪被害が発生した日から7年以内

支援金の種類	対象	金額
遺族支援金	犯罪行為によって亡くなった市民の遺族の方	30万円
重傷病支援金	犯罪行為によって重傷病を受けた方 ※医師の診断により全治一月以上の加療を要する状態をいいます。精神的傷害を含みます。	10万円



お問い合わせはお気軽に



岡山市 生活安全課 交通安全防犯室

電話：086-803-1106

メール：seikatsuanzen@city.okayama.lg.jp

ホームページもご覧ください。

岡山市 犯罪被害者等支援金

検索

